

令和7年度「特定地域看護職員確保支援事業」に係るQ A

問1

「就職準備金」とは、どのようなものか。

答1

補助事業年度に採用する看護職員に直接支給する金銭で、事業対象施設において、「就職準備金」支給制度が規則等で明文化されていることが必要です。

採用者への金銭の貸与等は、補助事業における「就職準備金」とはみなしません。

問2

補助対象施設の要件である「50歳未満の看護職員の年齢構成割合が70%以上ではないこと」は、どのように算出するのか。

答2

補助事業年度の4月1日時点の看護職員の実人員数により算出します。

＜計算式＞

$$50歳未満の看護職員数（実人員数） \div 全看護職員数（実人員数） \times 100$$

実人員数は、常勤・非常勤、雇用形態（正規・非正規等）を問いません。

問3

補助事業完了後に、「採用者就業状況報告書」を提出するのは、なぜか。

答3

補助金の交付要件は、採用した看護職員が、事業対象施設において、採用した日から2年間継続して、週32時間以上勤務することとなっています。

この要件を確認するために、採用した日から1年を経過する日以降及び2年を経過する日以降の指定された日までに「採用者就業状況報告書」を提出していただく必要があります。

問4

補助金を返還しなければならないのは、どのような場合か。

答4

採用した看護職員が、2年以内に離職、休職、又は勤務時間が週32時間未満となった場合が該当します。

ただし、採用した看護職員が下記に該当する場合は、返還の必要はありません。

- ①就業規則等に定められた産前・産後休業、育児休業又は介護休業等の取得により、勤務時間が週32時間未満となった場合
- ②就業規則等に定められた休暇の取得等により、勤務時間が週32時間未満となった場合
- ③特定地域市町村に所在し、かつ同一補助事業者が開設する事業対象施設に異動し、週32時間以上の看護業務に継続して従事する場合
- ④本人死亡の場合

問5

「就職準備金」を支給した看護職員が2年以内に離職、休職等をした場合、「就職準備金」の返還を求めることはできるのか。

答5

「就職準備金」の返還を求める場合は、採用時に返還についての確約書を提出してもらうことが必要と考えられます。

「就職準備金」受給に係る確約書(例)

〇〇医療法人 理事長殿

私は、採用に当たり看護業務を忠実に遂行するとともに、採用から2年を経過しない日に、自己都合(病院側の責めによる事由が関係する場合を除く)等により離職、休職する場合、又は勤務時間が週32時間未満となった場合(就業規則等に定められた休業、休暇等の取得を除く)、令和 年 月 日に支給の就職準備金を全額返還することを確約します。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印